公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 14 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：コンゴ民主共和国キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業 務 名 称：コンゴ民主共和国キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00770

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 14 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：コンゴ民主共和国キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月　～　2028 年 7 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 24%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 16%を限度とする。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[2]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2026 年度末（2027 年 2 月頃）

２）2027 年度末（2028 年 2 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

インフラ技術業務部　有償技術審査室

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 20 日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 10 月 21 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 26 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 11 月 9 日　12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 11 月 20 日　10 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

[2] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/k5wYmSLDCw

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（３）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

１）プロポーザル・見積書・別見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙３「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

１．企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
    ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
    ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第３章「２.業務実施上の条件」参照）
    ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「５.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第３章に示す関連資料を参照してください。

２．プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ンガバ交差点における駐停車車両、乗り合いバス停留の扱い	第３条（13）
2	排水施設の整備方針	第３条（15）
3	BRT 計画の設計への反映	第３条（17）
4	交通量調査実施における工夫	第４条（4）⑧

【１】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

本業務は、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第４条　業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第５条　成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第２条　業務の背景

別紙１のとおり。

第３条　実施方針及び留意事項

（１）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることか

ら、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。

- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靭化を行うよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5 営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第９条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

☒円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）

☒円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン　最新版
☒コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン　最新版
☒国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）　（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
☒気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
☒気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
☒JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
☒JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）

☒ 資金協力事業　開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

- 配付資料 （契約締結後に配付）
- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

（ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）
（イ)コンサルティング・サービスの TOR サンプル
（ウ）事業費の積算関連資料[3]コスト縮減検討関連資料
（エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 9 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

（３）審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。

① 適用される技術基準
② 施工計画
③ 調達計画
④ 事業費
⑤ 事業実施スケジュール
⑥ 事業実施体制
⑦ 運営・維持管理体制
⑧ 運用・効果指標
⑨ 内部収益率（IRR）
⑩ 環境社会配慮

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

[3] Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

① コンゴ民主共和国「キンシャサ市道路セクターにかかる情報収集・確認調査」（2024 年）
② コンゴ民主共和国「キンシャサ市モビリティ改善調査事業」（2024 年、経済産業省が実施）
③ コンゴ民主共和国「キンシャサ市都市交通マスタープラン(PDTK)実施促進プロジェクト」（2025 年）
④ コンゴ民主共和国「キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト」（2019 年）
⑤ コンゴ民主共和国「道路維持管理能力強化プロジェクト」（2019 年）
⑥ コンゴ民主共和国「キンシャサ市道路維持管理機材整備計画」（2018 年）

（６）本業務における地理的な対象範囲

☒本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、沿線家屋、N'Sele 保護区含む周辺の自然環境等

- 当初の整備区間はユニヴェルシテ通り約 6km（Sendwe 交差点～Ngaba 交差点）が想定されていたが、現時点でコンゴ民主共和国側は、ユニヴェルシテ通り約 9km（Sendwe 交差点～キンシャサ大学付近、区間内の主要交差点の改良含む）を事業対象区間とすることを要望している。詳細は本業務にて確認・協議すること。

（７）本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

☒本業務では以下の点に留意する。

- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向、また本邦企業の同国への応札可能性を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイディアの活用の可能性を検討すること。
- なお、現時点では主要交差点改良における本邦技術の適用が想定されるが、詳細は本業務内で確認し、発注者に確認すること。

  適用を想定する本邦技術の適用にあたり施工上及び契約監理上の留意事項等を整理すること。なお、上述の技術以外の提案を妨げるものではない。

（８）環境社会配慮

- 本事業は、「JICA 環境社会ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため、環境カテゴリ A に分類されている。
- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について確認し、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものとの差異について分析する。
- また、本事業については環境カテゴリ A 案件として整理されていることから、実施機関の能力、用地取得・住民移転の実施可能性、関係機関との調整状況等を踏まえ、JICA 環境社会ガイドラインに則った事業実施が可能か評価し、その前提条件及びリスク要因を整理すること。
- 先方政府側に JICA 環境社会ガイドラインの順守が必要であることを十分説明したうえで、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援に係る

検討を行う。被影響住民が公用語と異なる言語を話す場合は、同言語の要約も作成する。

- 移転物件として、人家、キオスクやマーケットなどの商店、ROW 内に立地するガソリンスタンド等が想定されている。ガソリンスタンドは、移転の有無にかかわらず環境面での影響を十分に考慮する必要があり、特に埋設されたオイルタンクによる土壌汚染等のリスクについて確認、評価すること。
- 事業実施エリアは N’ Sele 保護区に隣接しているものの保護区内には位置していないため回避は不要であるが、同保護区への影響に留意するとともに、位置関係を確認すること。
- 本業務においては、物理的移転に加えて、経済的移転についても調査を実施するものとする。
- 道路が拡幅されたことによる沿道の騒音・振動や大気汚染等も考慮すること。
- ROW 内に立地しているガソリンスタンド、乗り合いバスのターミナル機能等の施設は、移転ありきではなく、合法、不法を問わず移転回避の代替案について検討すること。
- 環境社会配慮助言委員会への対応に必要な資料の作成、支援を行う。

（9）Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

☒本業務では以下の点に留意する。

- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。

  例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等

- 公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

（１０）迅速化に向けた検討

☒相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

（１１）発注者の既存事業等との連携可能性の検討

☒本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

（１２）相手国関係機関との調整

☒本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の実施にあたり、実施機関であるインフラ・公共事業省は、関係機関を委員とする Technical Coordination Committee を設置予定であり、調査及び事業の進め方における整理を図ることが想定される。特に各種報告書をこの Committee にも付議し、先方政府側との合意形成の場として活用すること。

（１３）ンガバ交差点の交差点改良[4]

先行調査等では、ンガバ交差点は最も交通渋滞が激しい区間の一つに挙げられており、特に改善が求められる区間である。当該交差点の交差点改良にあたっては、東西方向・南北方向を含むフライオーバー化の検討を行うこと。

現状当該交差点は、二輪車や民間の乗り合いバス等の路上駐停車が非常に多いことが確認されており、交差点改良の検討にあたって十分考慮する必要がある。

なお先方政府側からは、上記乗り合いバスは当該交差点の路上をターミナルとして活用しており、後述の BRT 計画が実現するまではこの機能は維持させたい旨の要望を持っていることを確認している。

（１４）ユニヴェルシテ通りの路面補修及び拡幅

先行調査等では、ユニヴェルシテ通りも同様に最も交通渋滞が激しい区間の一つに挙げられており、また路面状態も非常に悪いことが確認されている。当該区間の拡幅および路面補修について、整備方針検討・概略設計を行うこと。片側 2 車線への拡幅が望ましいと考えられるが、後述の用地取得・住民移転にかかる状況を踏まえ、先方政府・発注者と十分協議の上検討すること。

（１５）道路付帯施設の設計等[5]

[4] 整備方針検討・概略設計における上記駐停車車両の取り扱いについて、プロポーザルにて提案すること。

[5] またこの整備方針について、プロポーザルにて提案すること。

当該区間は、生活排水・下水・道路の雨水排水が路肩の排水施設（開渠）に流入しており、雨季にはこれがオーバーフローすることが課題である点を確認している。これら排水施設について、キャパシティ拡張、道路横断暗渠、流末の既存河川への接続、勾配改善含む整備方針を検討の上、概略設計を行うこと。

（１６）用地取得・住民移転手続き

本事業における用地取得及び住民移転に係る先方政府側の実施体制については、現時点では確定していない。先方政府との協議においては、用地取得費、補償費及び支障物移設費の負担方法（借款対象とする場合又は先方政府負担とする場合）に応じて、実施主体や手続き体制が異なる可能性が示されている。このため、受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と十分協議の上、用地取得及び移転に係る先方政府側の実施体制、関係機関の役割分担並びに体制整備・準備状況について確認を行うこと。また、当該体制の構築状況及び意思決定の進捗が、移転計画の策定や事業スケジュールに重大な影響を与える可能性があることから、調査工程、各種検討の進め方及び先方との協議スケジュールについては、適宜発注者と協議しながら柔軟に設定・見直しを行うこと。

（１７）BRT 計画、および既存の乗り合いバス運用との整合[6]

先行技術協力で支援したキンシャサ市都市交通マスタープラン（PDTK）では、都市交通ネットワーク改善策の一つとして BRT の運行を挙げており、ユニヴェルシテ通りではピーク時のみバス優先レーンを設置する Semi-BRT が運航する予定である。これに関連し、PDTK の実施促進に必要なガバナンス体制整備、実施能力向上、法整備・制度支援、資金動員の状況や見通しについて情報収集すること。

（１８）発注者によるファクトファインディングミッション及び審査に向けた支援

本調査の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ 2028 年 1-2 月頃、2028 年 4-5 月頃に実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施する可能性がある。F/F や調査ミッションの前に、調査の進捗報告を行うとともに、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速

[6] 現時点でこの BRT 計画の情報は限られているが、この計画を可能な限り本計画に反映させる方法をプロポーザルにて提案すること。

やかに回答すること。なお、F/F や審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については発注者に確認すること。

第４条　業務の内容

（１）業務計画書の作成・提出

① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２）インセプション・レポートの説明・協議

① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

（３）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う[7]。

- 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
- 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向

② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

（４）自然条件調査、現地条件調査等

☒概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

① 気象・風況調査（机上調査、一式）

② 自然災害調査（洪水、台風、地震、活断層、内水氾濫等）

③ 水理・水文調査

[7] 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

④ 地形測量

⑤ 地質・地盤調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者（注：JICA）と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

⑥ 地籍調査（対象区間沿線）

⑦ 支障物調査（机上調査、現地地表面調査：対象区間約 9㎞ の道路用地予定範囲で、本事業の支障となる占有物件を対象）

⑧ 交通量調査[8]

対象区間およびその周辺の道路において、交通状況、沿線状況、路面状況等を考慮し、適切な箇所で断面交通量調査を実施すること。また先方政府は、対象区間内の主要交差点において立体交差・信号化含む交差点改良の検討を要望しているため、本業務でこのニーズを確認したうえで、必要な箇所で交差点の方向別交通量調査を実施すること。

（５）環境社会配慮に係る調査

☒本業務では以下の対応を行う。

① 環境アセスメント

（ア）概要

「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard（ESS）1 Annex 1 に記載のある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 執筆要領（2025 年 9 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考に

[8] キンシャサ市の交通渋滞の発生は予見性が低く、また雨季乾季・貨物船の就航等の要因によっても大きく左右される可能性が高い。実態を正確に把握するための交通量調査の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

する。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また影響評価の検討にあたっては、周辺事業・施設等に伴う派生的・二次的な影響、累積的影響並びに不可分一体事業、その他 Rights of Way に含まれないものの負の影響が想定される関連施設（採石場、土取り場、土捨て場、仮設ヤード、アクセス道路等）を検討対象とすると共に、緩和策の実施が新たな用地取得を伴う場合（例：住民移転の代替地や代替植樹地等）はその実現性も考慮すること。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案とドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のア）～サ）のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア） 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割、運営・維持管理機関の体制（組織、財務・予算、技術）、実績、技術支援の必要性について、特に環境社会配慮の観点から確認。

イ） 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討

ウ） スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ） ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）

オ） 影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）

カ） 影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も

加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。）

キ） 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

ク） 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ケ） 予算、財源、実施体制の明確化

コ） ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）。例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ） プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO2 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

注：上記、ウ）～ク）は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

（ウ）環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

② 住民移転計画

（ア）「JICA 環境社会ガイドライン」、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 執筆要領（2025 年 9 月）」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア） 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ） 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ） 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ） 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

(b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

(c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

(d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

(e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

(a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ) 苦情処理メカニズムの検討

(a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ) 実施体制の検討

(a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。
(b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク） 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ） 費用と財源の検討

(a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ） モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
(b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
(c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ） 住民参加の確保

(a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱

者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

（イ）住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

（ウ）なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する

（6）ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範･慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査･分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

（ア）社会・ジェンダー分析を行う。

（イ）事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定･設定する。

（ウ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

（エ）ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定

する

③ 対象地域の障碍者数、障碍種別等の情報を確認し、可能な範囲において設計に反映すること。特に歩道等の整備においては、障碍者のアクセシビリティに配慮したものとすること。また、RAP 作成時には、移転対象者の中にいる障碍者に不利益が生じないよう留意すること。

（7）気候変動対策事業・生物多様性保全事業としての案件形成に係る情報収集・分析[9]

☒事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

☒「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。

（8）JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①～③の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

①「国が決定する貢献（NDC）」と矛盾がないか

- 本事業で使用される技術が当該国の最新の「国が決定する貢献（Nationally

[9] パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

Determined Contribution: NDC）」 において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。

- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

② 脱炭素化ロードマップ・パスウェイとの整合性（該当する場合のみ）

- 2050 年カーボンニュートラル達成に向けた当該セクターの道筋（パスウェイ）を含む当該国政府が策定したロードマップの有無を確認する。そのようなロードマップが存在しない場合には、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5℃目標達成に向けた当該セクターの道筋（パスウェイ）を確認する。
- なお、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5 ℃目標達成に向けた当該セクターの道筋（パスウェイ）については、可能な限り、当該国や当該地域、新興・開発地域の道筋など、当該国の道筋と関連性が高いものを使用する。
- 本事業の特性が上述の脱炭素化ロードマップ・パスウェイと整合するかを確認する。
- 脱炭素化ロードマップ・パスウェイで掲げる炭素集約度の推移と本事業の炭素集約度の推移、又は排出量の総量の比較を行う。また、本事業の道筋が整合しない場合には、当該国の当該セクター全体の脱炭素化に向けた道筋が、本事業によって阻害されるものでないかを検討する。
- また、使用する技術がトランジション技術とタクソノミー等で位置づけられているかを検討する。

③カーボン・ロックイン（ロックイン効果）の確認

- 本事業が近い将来に炭素集約的運用から低炭素型の運用に移行する可能性があるか、移行の可能性が阻まれていないかを確認する。例えば、以下の観点で検討する。
- 事業のビジネス上の特性：低炭素型の代替手段が実現可能になった場合でも、そのような手段への切り替えが起こらないリスクが事業構造・契約上内包されていないかを確認する。
  - 当該セクターの市場構造の特性：当該セクターでの規制や市場構造により、低炭素技術への切り替えを停滞させるインセンティブを本事業が生み出さないかを確認する。
- 当該プロジェクトの背景事情：2050 年のカーボンニュートラル達成に加えて、当該国政府や実施機関、運営主体等が脱炭素化に向けたコミットメントや計画を有しているか等を踏まえ、定性的に本事業がどのような位置づけとなる見込みかを確認する。

（9）交通需要予測

上述の交通量調査の結果をもとに対象区間周辺の交通需要予測を行い、対象区間の幅員構成や交差点形式等の検討・設計に反映させること。先行基礎調査、先行技術協力プロジェクトの交通量調査結果および需要予測モデル・需要予測結果を十分活用するものとするが、直近数年でのキンシャサ市の交通状況の変化に留意し、可能な限り現状を反映させること。

国道１号線を利用する物流および人流等への本事業による効果（貢献可能性）についても情報収集すること。

（１０）代替案の検討

☒上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

- 代替案検討が求められる項目[10]は以下のとおり。
  - ① 建設予定地
  - ② 配置計画
  - ③ 施設の構造形式
  - ④ 建設材料の種類
  - ⑤ 施工方式
  - ⑥ 主要交差点の整備方針
  - ⑦ ユニヴェルシテ通り拡幅に伴う排水施設の整備方針

（１１）概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針を提案し、協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

① 道路概略設計

- 道路概略設計（延長：約 9㎞、側道等含む）
- 平面/立体交差点設計（3-5 箇所）
- 排水設備含む道路付帯施設設計
- 完成予想図（3DCG 等）
- 最適代替案を選定する際の意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 概略設計後の完成予想図の作成

（１２）事業実施計画の策定

- 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用

[10] 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

地取得計画を施工計画にて提案する。

- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

- 安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。
- 特に、施工中に対象区間を通行止めとすると、周辺交通に大きな影響を及ぼすことが想定されるため、施工中の交通切り回しについても、その必要性含め先方政府側と協議し、検討すること。

③ 資機材調達計画

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。

④ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

（１３）本邦技術の活用可能性の検討

☒本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- 競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

- 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

（１４）事業費の積算

➢ 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。特に（カ）コンサルタント費については、人月積み上げの根拠を妥当性をもって発注者に説明すること。

（ア）　本体事業費
（イ）　本体事業費に関するプライスエスカレーション
（ウ）　本体事業費に関する予備費
（エ）　建中金利
（オ）　フロントエンドフィー
（カ）　コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
（キ）　その他１（融資非適格項目）
ア）用地補償等
イ）関税・税金
ウ）事業実施者の一般管理費
（ク）　その他２（融資非適格項目※）
ア）完成後の委託保守費
イ）初期運転資金
ウ）研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
エ）他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。その際、積算根拠となる資料を発注者に提出すること。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費[11]（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、 発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
  - 実施時期
  - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
  - 設計条件・仕様
  - 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
  - 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
  - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１５）調達計画の策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の

[11] 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

承諾を得る。

- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②および③の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情
- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② コンサルタントの選定方法案
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

③ コントラクターの選定方針案
- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- 調達方式
- PQ 実施要否
- 資格要件の設定
- 適用する標準入札書類・契約約款
- 事業内容に適した契約条件（特に前渡金を始めとした支払い条件、ただし契約条件の雛形からの修正は最低限とする）
- 紛争裁定委員会（Dispute Board）の設置（同国におけるドナー事業等での DB の設置実績（内 Standing DB の内訳）、利活用の見通し、制約等の情報を収集した上で検討すること）

（１６）事業実施体制の検討

☒本業務では以下の対応を行う。

① 実施機関の体制（組織面）
- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。

② 実施機関の体制（財務・予算面）

③ 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。特に、本事業に係る

相手国政府負担事項及び維持管理費負担を踏まえ、相手国政府の財政負担能力及び債務管理体制について確認し、事業の持続性への影響を分析すること。実施機関の体制（技術面）

- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 実施機関の類似事業の実績

- 実施機関が事業主体となった同規模の類似事業の実績（実施中を含む）を整理する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。特に、コンゴ民主共和国において円借款事業の実施経験が限定的であることを踏まえ、実施機関及び関係機関について、借款手続、調達手続、契約管理、支払管理、進捗モニタリング及び報告に係る能力を確認し、必要な能力強化策を提案すること。

（１７）運営・維持管理体制の検討

☒本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

（１８）実施機関負担事項の整理

下記の点を整理するとともに、先方政府内での所掌省庁・機関を確認し整理すること。先述の通り、実施機関が主体となって Technical coordination Committee を設置予定であり、当該 Committee にて各種調整が行われることが想定されるが、特に用地取得費・住民移転にかかる補償費の負担については、別途先方政府内に Compensation Committee の設置が必要である旨を確認しており、このメカニズムについて十分情報収集したうえで発注者へ報告すること。

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）
- 事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
- 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。

③ 支障物移設
- 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。

④ 事業実施に必要な許認可
- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

（１９）免税措置の調査

☒相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（２０）事業実施段階における施工上の安全対策の検討[12]

☒本業務では以下の対応を行う。

➢ 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制

[12]概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版[13]を参照する。

- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（２１）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

☒審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

（２２）本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
  - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
  - 過去事例ならびに他ドナーの類似事業を踏まえた課題(特に実施機関の能力、体制、資金面や他ドナーが実施する類似道路案件における実施体制、用地取得、住民移転、環境社会配慮及び事業遅延要因等)
  - 既存運営事業者との調整
  - HIV 対策
  - 軍事利用の回避
  - ユニヴェルシテ通り及び用地取得・住民移転に係る補償費支払について、他ドナーとの協調融資の可能性も想定されており、この可能性を考慮し、円借款事業実施上の留意事項に関する情報収集及び整理を行う。等

（２３）コンサルティング・サービスの提案

☒本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模[14]について検討し、その内容について、報

[13] JSSS は、仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

[14] 規模は「業務人月」とする。

告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。

- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計（デザインビルド方式の場合は概略設計）、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成すること。施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

（２４）事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）
  - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
  - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
  - IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
  - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
    - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
    - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
  - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
  - 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。ただし、現地の気候（雨季乾季）も考慮し、計測可能な指標を提案すること。
    - ピーク時所要旅行時間（分）
    - 年平均日交通量（PCU/日）
    - ピーク時平均走行速度（km/h）

・　車両走行費用削減便益（円）

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。
  例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

（２５）本邦企業説明会の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２６）プルーフエンジニアリング（P/E）[15]対応

☒本業務では当該項目は適用しない。

（２７）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第５条 成果品」に記載の報告書等[16]を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

（２８）調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第５条　成果品

☒本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

[15] P/E とは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

[16] 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 か月以内 初回現地調査前	日本語 仏語	電子データ	
環境チェックリスト（調査方針）	契約締結後 2 ヵ月以内	日本語	電子データ	
インテリム・レポート	契約締結後 4 カ月後	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
環境社会配慮助言委員会スコーピング資料	契約締結後 4 カ月後	日本語又は英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	契約締結後 12 カ月後	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
環境アセスメント案（住民移転計画案）	契約締結後 12 カ月後	英語／仏語等	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	契約締結後 12 カ月後	日本語又は英語	電子データ	

デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
		仏語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	製本	2 部
			CD-R	1 部
		仏語	製本	15 部
			CD-R	1 部
調査データ（交通量調査、交通需要予測等の生データ含む）	契約履行期限末日	作成言語	別途指定	

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

- 共通仕様書第６条に記された内容

（2）インセプション・レポート

① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

② 環境社会配慮部分：第３条（８）に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

（3）インテリム・レポート

① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、代替案比較の結果及び最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、気候変動・サステナビリティ、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）

② 環境社会配慮部分：第３条（８）の該当項目[17]の机上調査部分、今後の調査スケジュール、調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた環境チェックリスト（案）

[17] 第４条「業務の内容」（５）①「環境アセスメント」ア）「相手国の環境社会配慮制度・組織の確認」～（エ）「ベースラインとなる環境社会の状況の確認」の机上調査部分。②「住民移転計画」ア）「住民移転に係る法的枠組みの分析」、イ）「住民移転の必要性の記載」。今後の調査スケジュール。調査の中間報告を助言委員会スコーピング・ワーキンググループ向け資料として取りまとめた上で環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。

（4）ドラフト・ファイナル・レポート

① 環境社会配慮、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果、気候変動・サステナビリティ

② 調査結果の全体成果[18]、要約

（5）デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

（6）ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

（7）ファイナル・レポート（先行公開版[19]）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
  - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
  - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
  - 民間企業の事業や財務に関わる情報

（8）調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報[20]の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

（9）環境チェックリスト（調査方針）

[18] 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

[19] JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

[20] 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

記載内容：第４条（５）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

（１０）環境社会配慮助言委員会スコーピング資料

記載内容：第４条（５）「環境社会配慮に係る調査」の机上調査部分（代替案検討、スコーピング等）及び今後の調査スケジュール。

（１１）環境アセスメント案、住民移転計画案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

（１２）ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分含）

記載内容：調査結果の全体成果、要約（環境チェックリスト案による要約を含む）

第６条　再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	気象・風況調査	「第２章　特記仕様書案 第４条. 業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	一式	定額計上
2	水理・水文調査	「第２章　特記仕様書案 第４条. 業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	一式	定額計上
3	地形調査	「第２章　特記仕様書案 第４条. 業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	一式	定額計上
4	地質調査	「第２章　特記仕様書案 第４条. 業務の内容（４）	一式	定額計上

		自然条件調査、現地条件調査等」		
5	環境社会配慮調査	「第２章　特記仕様書案 第４条. 業務の内容（５）環境社会配慮に関する調査」	一式	定額計上
6	交通量調査	「第２章　特記仕様書案 第４条. 業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	一式	定額計上

第７条　機材の調達

☒本業務では機材調達を想定していない。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

１．基本情報

（１）国名：コンゴ民主共和国

（２）プロジェクトサイト／対象地域名：キンシャサ特別市（人口約 1,800 万人）

（３）案件名：キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業（Kinshasa Urban Primary Road Network Enhancement Project）

（４）事業の要約：キンシャサ市において、ユニヴェルシテ通りの拡幅・整備及びンガバ交差点のフライオーバー化を実施するもの。

２．事業の背景と必要性

当該国におけるインフラセクター／キンシャサ市の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」という。）の首都キンシャサ都市圏は人口約 1,800 万人を擁し、2050 年には 3,500 万人規模へ拡大が見込まれている（UNDESA, 2025）。一方で、政情不安の影響により都市整備が遅れ、急速な人口増加及び都市化に適応した交通インフラの整備が喫緊の課題となっている。近年は、慢性的な交通渋滞に加え、雨季には冠水が頻発し市内各所で道路通行が困難となり、都市活動や物流の停滞を通じて経済・社会発展を阻害している。こうした状況を踏まえ、コンゴ民政府は、国家開発戦略（PNSD ：Plan National Stratégique de Développement 2024-2028）において、インフラ整備と国土開発を重点分野の１つに位置付け、経済成長と国民生活の基盤を支える持続的かつ効率的な交通インフラの強化を戦略的優先課題として掲げている。

JICA は、技術協力「キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト」（2017～2019 年）において、キンシャサ市都市交通マスタープラン（PDTK）の策定を支援した。PDTK では、市内の南北方向の道路ネットワークのヒエラルキー未整備による慢性的な容量不足や、4 車線以上の道路が全道路の約 2%にとどまる等の基幹道路網の絶対的不足が都市交通機能不全の主要因と指摘されている。特に、ユニヴェルシテ通り（Avenue de l’Université）は、中心商業地区（ゴンベ地区）と国道１号線バイパスとを連絡する唯一の南北幹線であり、市内の人流・物流双方を支える重要な機能を担っているが、同道路は片側一車線かつ、路面劣化・雨季の冠水により通行機能が低下し、渋滞が慢性化している。また、ユニヴェルシテ通りと国道１号線バイパスが接続するンガバ交差点は、公共交通機関のターミナル機能を有する主要結節点であるが、同バイパスが国内唯一の海港との

主要物流ルートでもあるため、両路線の交通が相互に影響し合い、渋滞が一層深刻化している。
PDTK における調査では、朝夕ピーク時のユニヴェルシテ通りの平均通行速度は 0～30km/h、ンガバ交差点付近に関しては通行不能との測定結果となった。市内骨格道路のうち、通行不能と測定されたのは当該地点のみであり、ユニヴェルシテ通り及びンガバ交差点は、キンシャサ市内で最も深刻な渋滞発生エリアとして首都骨格道路の機能不全を引き起こすボトルネックとなっている。
キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業（以下、「本事業」という。）は、ユニヴェルシテ通りの拡幅・整備及びンガバ交差点のフライオーバー化を実施することにより、市内道路ネットワークの連結性と冗長性の増強及び渋滞のボトルネック解消を図り、もって同市の交通・経済活動基盤・生活環境の改善、主要物流ルートの強化に寄与するもの。
都市交通セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
対コンゴ民主共和国国別開発協力方針（2024 年 9 月）において、我が国は「経済成長を支える産業・経済基盤の強化」を重点分野に掲げ、経済インフラ基盤の整備に協力するとしており、また対コンゴ民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2026 年 3 月）において、同国の経済発展に向けてキンシャサ市内の都市整備とインフラ基盤強化が重要と分析されており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。
また、JICA は技術協力「キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト」（2017～2019 年）及び「キンシャサ市都市交通マスタープラン実施促進プロジェクト」（2021～2025 年）において、PDTK の策定・実施促進、モニタリング体制の確立、都市開発管理能力の強化等にかかる協力を実施しており、本事業による相乗効果の発現が期待できる。さらに JICA グローバル・アジェンダ 2.「運輸交通」の「連結性向上」クラスターの方針にも合致する。
（３）他の援助機関の対応
アフリカ開発銀行が国道 1 号線の整備を実施中であり、2025 年には国道 2 号線の整備計画を発表した。アラブ・アフリカ経済開発銀行は市内道路の補修や舗装、橋梁建設を、フランス開発庁やサウジアラビア開発基金は幹線道路舗装を実施中。また、PPP スキームで中国が市内の主要道路の舗装、排水対策等を行う事業（Tshilejelu プログラム）を実施中。
（４）本事業を実施する意義
本事業は、コンゴ民の PNSD 及び我が国の国別開発協力方針に合致し、都市交通インフラの整備を通じて都市交通と市民の生活環境の改善、経済活動基盤の強化、気候変動にともなう災害リスク対応、社会的脆弱層の経済活動機会の向上に資す

るものであり、SDGs ゴール 1、9、11、13 に貢献する。以上の点から、本事業の実施を支援する意義は高い。

３．事業概要

（１）事業概要 ※詳細は協力準備調査にて確認する。

①事業の目的：キンシャサ市において、ユニヴェルシテ通りの拡幅・整備及びンガバ交差点のフライオーバー化を通じて、道路ネットワークの連結性向上と渋滞のボトルネック解消を図り、もって同市の交通・物流・経済活動基盤・生活環境の改善に寄与するもの。

②事業内容

ア）ユニヴェルシテ通り（Sendwe 交差点～キンシャサ大学約 9.0km）及びンガバ交差点：道路の拡幅・整備、交差点フライオーバー建設、付帯工事（国際競争入札）

イ）コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）（ショート・リスト方式）

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：整備された道路を利用する人々

最終受益者：キンシャサ市民（約 1,800 万人）

④他の JICA 事業との関係：本事業は PDTK において特定された最優先事業の 1 つに位置付けられる。また、2026 年より開始予定の「キンシャサ市都市交通マスタープラン改訂および実施体制強化プロジェクト」では、PDTK の実施促進に係る体制強化及び人材育成を実施予定であり、持続性と自律性の観点で相乗効果が期待される。

（２）事業実施スケジュール（協力期間）：2028 年 6 月～2033 年 7 月を予定

（３）事業実施体制

①借入人：コンゴ民主共和国政府（The Government of Democratic Republic of the Congo）

②保証人：なし

③事業実施機関／実施体制：（詳細は協力準備調査にて確認）

インフラ・公共事業省（Le Ministère des Infrastructures et Travaux publics）。

④他機関との連携・役割分担：2.（3）に記載の通り、各ドナーが市内の道路整備事業を実施しており、実施状況等を確認・共有する。詳細は協力準備調査にて確認する。

⑤運営／維持管理体制：インフラ・公共事業省の管轄の下、国道 1 号線及び国道 1 号線バイパスを管轄する道路機構（L’Office des Routes：OR）及び上記以外

の道路を管轄する街路排水機構（L’Office des Voiries et Drainage : OVD）が運営・維持管理を担う。詳細は協力準備調査を通じて確認する。
（４）安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。
（５）環境社会配慮 カテゴリ分類　■A　□B　□C　□FI
（６）横断的事項
①ジェンダー分類：【確認中】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
＜分類理由＞協力準備調査にて、カウンターパートや現地建設業務に係るジェンダー主流化の状況や、対象区間における女性の利用状況、設計に係る女性のニーズを確認の上、課題・ニーズに対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。
②気候変動：道路・橋梁整備による渋滞緩和の観点から、温室効果ガスを 2030 年までに BAU 比 21%削減するというコンゴ民のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。気候変動に伴う大雨・洪水等リスクへの対応として道路インフラの強靭化を行うことで、気候変動適応策としても NDC における目標と整合する。協力準備調査にて相手側実施機関と認識を共有する予定。
③その他：渋滞緩和に伴う排気ガス削減や道路整備により、周辺住民の健康阻害要因や交通事故リスクの軽減が見込まれる。また、アクセス性の向上により、女性や障害者を含む社会的脆弱層の経済活動機会の向上が見込まれる。
（７）特記事項：フライオーバー交差点におけるパネルブリッジ橋や鋼細幅箱桁橋、回転圧入鋼管杭の建設技術、渋滞検知・冠水検知・交通制御システム等の情報発信インフラにかかる本邦技術導入を検討する。既存交通への影響を最小化する工法を検討する。

４．事業効果

（１）定量的効果　※詳細は協力準備調査を通じて確認する。
①運用・効果指標

指標名	基準値	目標値（2035 年）【事業完成 2 年後】
ピーク時所要旅行時間（分）	調査を通じて確認	調査を通じて確認
年平均日交通量（PCU/日）	24,800（注）	52,500

ピーク時平均走行速度（km/h）	調査を通じて確認	調査を通じて確認
車両走行費用削減便益（円）	-	6.3 億

（注）調査地点：センドウェ（ユニヴェルシテ通りの北端）～ンガバ交差点間（2024 年）

②内部収益率：協力準備調査にて確認。

（２）定性的効果

- 道路交通の安全性や快適性、利便性が向上する。
- キンシャサ市内の物流効率が向上する。
- 通勤圏が拡大し、市民による経済活動が活性化する。
- 緊急車両の移動時間が短縮され、医療サービスへのアクセスが改善する。

５．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

コンゴ民向け無償資金協力「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第一次、第二次）」（評価年度 2020 年）では、関係省庁と大統領との間のコンセンサス不足により事業期間が延長したことが指摘されている。本事業では意思決定のキーパーソンを早期に特定し関係構築及び合意形成の確保を図る。また、同事業では、側溝へのごみの堆積等既往の道路維持管理関連事業の成果を活用し、維持管理体制の実効性向上も検討する。

加えて、無償資金協力「マタディ港コンテナターミナル整備計画」においては、事業対象区域において民間コンセッション事業との関係整理が不十分であったことにより、関係機関間の権限・責任の所在が不明確となり、事業継続が困難となった。本事業では、関連事業（PPP を含む）の状況を十分に把握するとともに、実施機関に加え関係機関へのヒアリングを通じて、事業の重複・競合リスクの回避を図る。

６．その他

（１）前提条件・外部条件：特になし

（２）F/S の有無：無し（但し、JICA が「キンシャサ市道路セクターにかかる情報収集確認調査」（2024 年）、経産省が「キンシャサ市モビリティ改善調査事業」（2024 年）を実施済み。）

（３）適用条件（案）：一般条件（LDC かつ貧困国）（固定・基準）、調達条件：アンタイド、施工方法：請負方式

（４）今後のスケジュール（案）：2026 年 12 月 協力準備調査開始、2028 年 1 月審査、2028 年 4 月事前通報、2028 年 6 月 E/N・L/A

（５）留意点等：コンゴ民における有償資金協力事業は約 40 年ぶりであり、インフラ・公共事業省はこれまで円借款の実施機関となった実績がないため、借入・調達等の手続きが適切に行われるよう有償資金協力専門家の派遣等を通じてフォローする。また、先方政府による用地取得計画（既存施設の移設等を含む）を、協力準備調査にて確認する。

７．JICA 検討結果

必要性が十分認められることから、協力準備調査実施対象案件として採り上げ可。

以　上

［別紙資料］キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業　環境社会配慮
［別添資料］キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業　地図

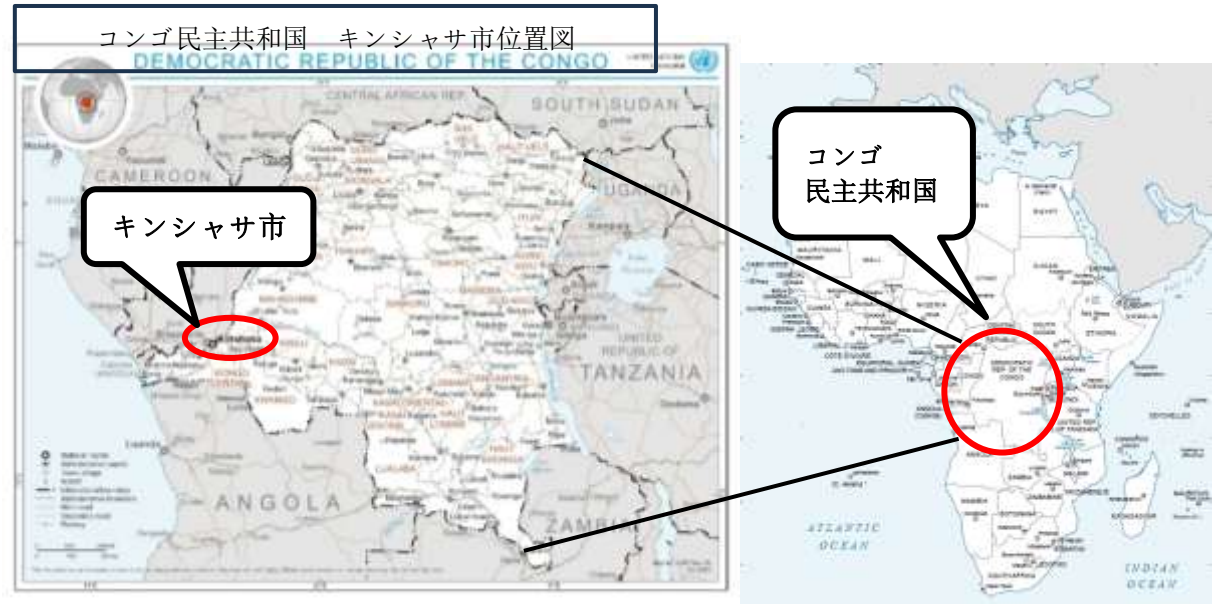
別紙２

キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業　環境社会配慮

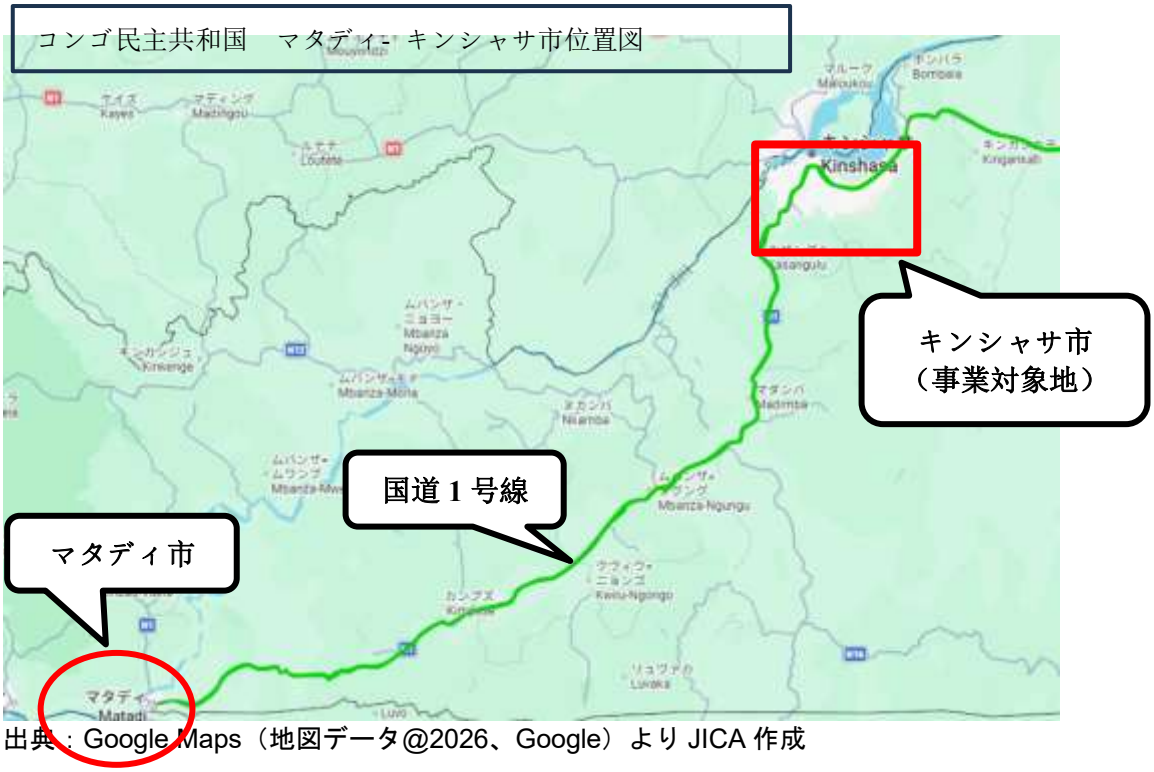
①カテゴリ分類：A
②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため。
③環境許認可：本事業にかかる環境許認可が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
④汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑤自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑥社会環境面：本事業の想定ルート上には、約 160 の影響家屋が存在すると推計されており、大規模な非自発的住民移転を伴う可能性がある。用地取得・住民移転の規模、影響を可能な限り緩和するための方策、被影響住民への補償方針等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑦その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。
以　上

別添

キンシャサ市幹線道路ネットワーク強化事業　地図

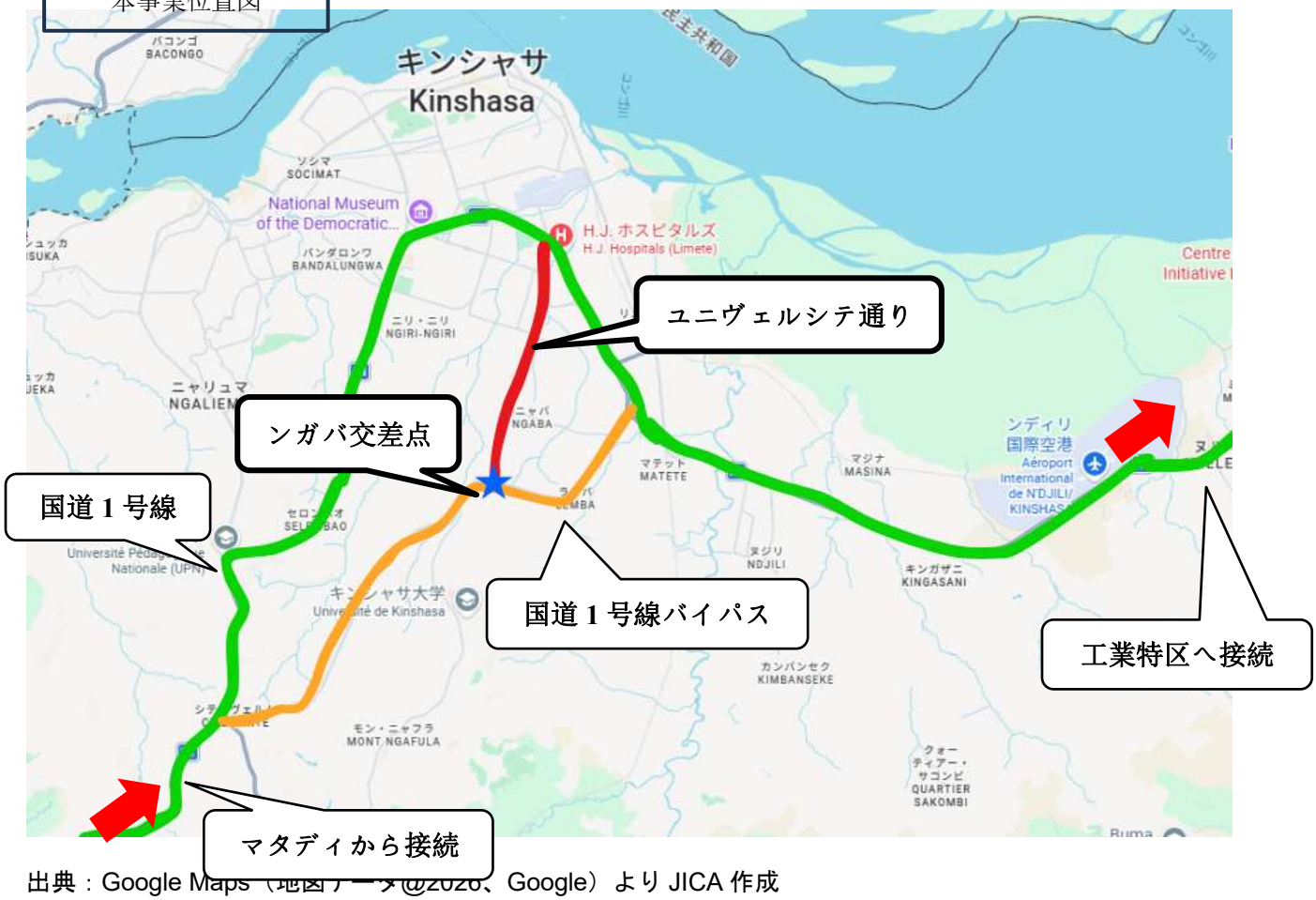


出典：United Nations（General maps | Geospatial, location data for a better world）より JICA 作成



出典：Google Maps（地図データ@2026、Google）より JICA 作成

本事業位置図



出典：Google Maps（地図データ@2020、Google）より JICA 作成

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：コンゴ民主共和国または中南部アフリカ地域・仏語圏アフリカ地域における道路・橋梁案件に係る協力準備調査等

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画）は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：コンゴ民主共和国及び中南部アフリカ地域

② 語学能力：　　英語（仏語ができることが望ましい）

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026 年 12 月　～　2028 年 7 月

時期 項目	2026 年	2027 年			2028 年	
協力準備調査	12 月 IC/R	4 月 IT/R	6 月 環境助言委員会	12 月 DF/R	2 月 環境助言委員会 WG	7 月 F/R

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約 27.16 人月

２）渡航回数の目途　延べ 29 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象・風況調査
- 水理・水文調査
- 地形調査
- 地質調査
- 環境社会配慮調査
- 交通量調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

なし

２）公開資料

- 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023 年 10 月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン　最新版
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン　最新版
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- 資金協力事業　開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民主共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と

し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

163,927,000円（税抜）

※　上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２）上限額を超える別提案に関する経費

３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（58,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ

ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	気象・風況調査に係る経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	3,000,000円	調査費一式	現地再委託
2	水理・水文調査に係る経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	5,000,000円	調査費一式	現地再委託
3	地形測量に係る経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	5,000,000円	調査費一式	現地再委託
4	地質調査に係る経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	10,000,000円	調査費一式	現地再委託
5	環境社会配慮調査	「第２章 特記仕様書案 第４	20,000,000円	調査費一式	現地再委託

	に係る経費	条.業務の内容（５）環境社会配慮に関する調査」			
6	交通量調査に係る経費	「第２章 特記仕様書案 第４条.業務の内容（４）自然条件調査、現地条件調査等」	15,000,000円	調査費一式	現地再委託

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙３：プロポーザル評価配点表

別紙３

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
（２）作業計画等	（5）	
ア）要員計画	－	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	（－）	**（8）**
ア）類似業務の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	（－）	**（4）**